

教職員・学校関係者のみなさんへ

不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて ～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～

神奈川県学校・フリースクール等連携協議会
神奈川県教育委員会

はじめに

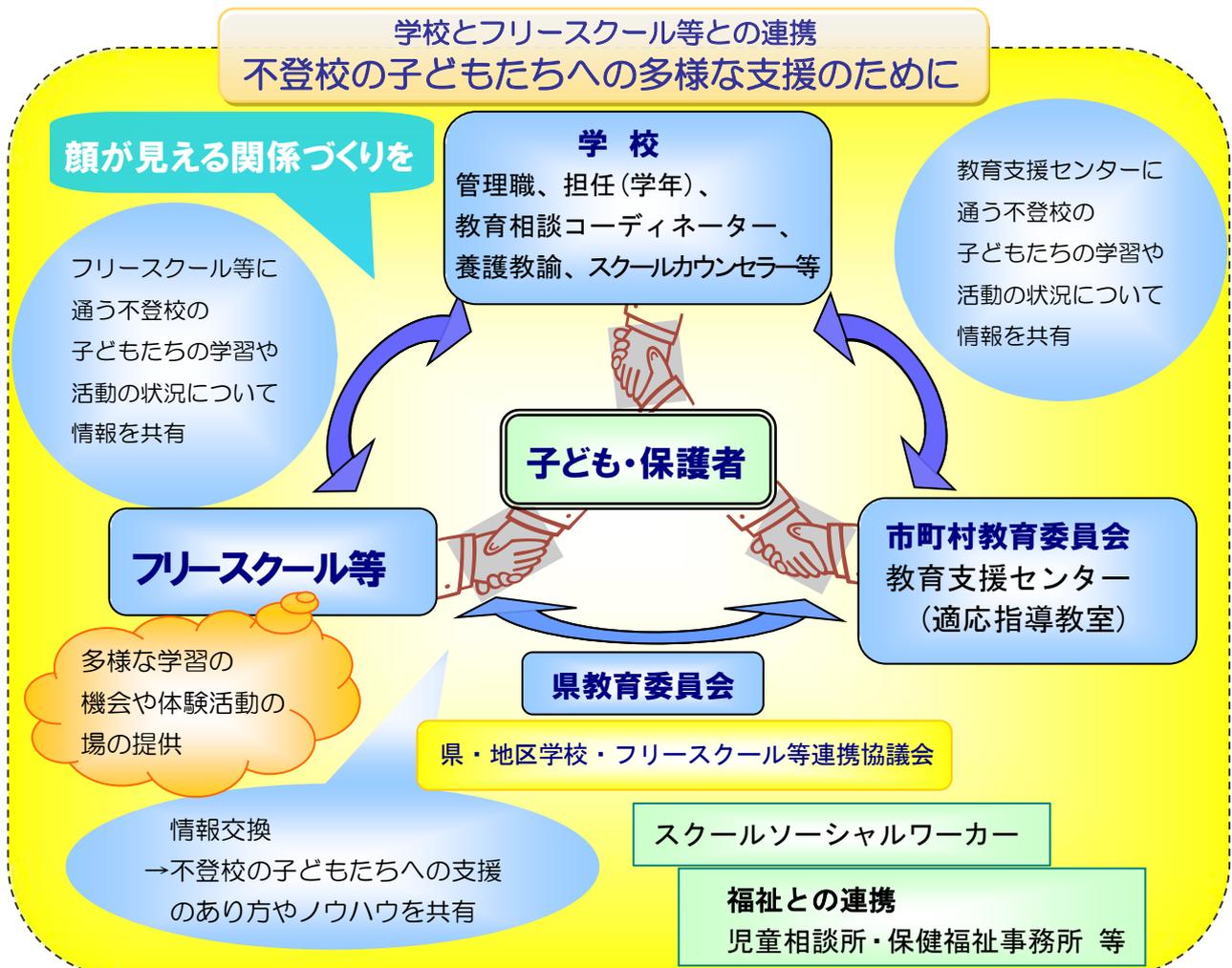
「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」は、不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るために平成 18 年 2 月に設置されました。

不登校とは、多様な要因・背景により結果として不登校の状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはなりません。不登校の児童・生徒が悪いという根強い偏見を払拭して、学校・家庭・社会が不登校の児童・生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童・生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童・生徒の社会的自立につながることが期待されます。

不登校の児童・生徒への対応については、学校が中心となった様々な取組みを実践しているところですが、子どもたちへの多様な支援のノウハウをもつフリースクール等と連携を図ることは、不登校の児童・生徒への支援の大きな原動力となることが今までの取組みの中でも明らかになっています。

大切なことは、学校に行きたくても行くことができない子どもたちへの支援のきっかけや窓口となるよう、学校や教員が、フリースクール等の活動内容や支援の手立てについてより深く理解し、お互いに手を取り合い顔の見える関係をつくることです。

今後は、今まで以上に学校や教員が、フリースクール等の活動内容や支援の手立てについて深く理解し、連携することで、学校に行きたくても行くことができない子どもたちへの支援のきっかけ・窓口となることを願っています。



1 フリースクール等とは

Q1：フリースクールやフリースペースって、どんなところですか？

A：特に定義はありませんが、一般的に、民間の運営による不登校の児童・生徒たちに学習機会を提供しているフリースクールや、居場所としての役割をもつフリースペースに大別できます。いわゆる、サポート校と呼ばれているところは含みません。

現在は、NPO(特定非営利活動法人)等による運営が盛んになり、支援の窓口が広がった結果、県内には多くのフリースクールやフリースペースがあります。

* 法律では、「学校以外の場において行う多様な学習活動」について、国及び地方公共団体は「その重要性を鑑み、個々の休息の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置」を講じるよう努めることとしています。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」平成28年12月14日公布

Q2：フリースクールやフリースペースでは、どのような人がスタッフになっていますか？

A：フリースクール等のスタッフは、不登校の支援に理解をもったスタッフが献身的に取り組んでいます。元教員や教員免許を持つ人、大学などで教育や心理学等を学んだ人、フリースクール等に通った経験がある人や不登校を経験した人、保護者など、さまざまです。

2 フリースクール等の活動について（学習、活動、その他）

Q3：学習機会を提供しているフリースクール等では、どのような学習を行っていますか？

A：学年に応じた教科学習を行っています。学習に不安をもっていたり学習から遠ざかっていたりする子どもたちには、当該学年での履修内容にこだわらず、本人に適した内容を、状況に応じて個別学習や数人のグループで行っています。

Q4：フリースクール等には、どのような活動や行事がありますか？

A：音楽やスポーツ、ものづくりや調理など、各フリースクール等が特色のある活動や行事を行っています。また、季節の行事のほか社会科見学や遠足などを行うところもあります。

Q5：フリースクール等では、進路指導はどのように行っていますか？

A：フリースクール等では、子どもの社会的自立に向けた視点からの進路相談を随時行っています。

また、フリースクール等の中には、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた支援を行う例もあります。

フリースクール等に通っている児童・生徒の進路を考えるにあたっては、子どもや保護者の立場になって、学校は、児童・生徒との関わりを持ち続け、フリースクール等と積極的に連絡を取り合ってください。

3 フリースクール等と学校との関係について

Q6：学校の出席扱いはどのようになっていますか？

A：学校がフリースクール等と連絡を取り合いながら学習状況等を確認するなど、一定の条件のもとに在籍校の校長が認めた場合、指導要録上出席扱いとして認められるようになっています。

※「不登校児童生徒への支援の在り方について」 令和元年10月25日 文部科学省 通知

※「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設について相談・指導を受けている場合の対応について」 平成21年3月12日 文部科学省 通知

Q7：通学定期乗車券を購入して通うことはできますか？

A：フリースクール等での支援を指導要録上出席扱いと認められた場合、通学定期乗車券制度を適用できるようになっています。

※「不登校児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」 平成21年3月27日 文部科学省 通知

Q8：フリースクール等との連携はどのようにすればよいですか？

A：まずは、学校がフリースクール等を見学することです。フリースクール等では、見学者との懇談を行い、どのような児童・生徒が通っているか、どのような学習・活動・行事が行われているかなど、情報を提供しています。見学後は、学校とフリースクール等がお互いに連絡を取り合い、行き来しながら、児童・生徒の情報を共有することで、学校とフリースクール等の双方から児童・生徒へのよりよい支援を行うことができます。なお、9月から11月の期間には、県学校・フリースクール等連携協議会主催で県教育委員会が開催している「フリースクール等見学会」も行われていますので、ぜひ参加してみてください。

4 相談活動について

Q9：フリースクール等では不登校の相談活動を行っていますか？

A：多くのフリースクール等では、不登校・ひきこもり・いじめ・親子関係の悩み・その他教育全般について相談を受けています。電話相談、来所相談、FAXや電子メール等の形態や受付時間等は、各フリースクール等によって異なりますので、直接、お問い合わせください。

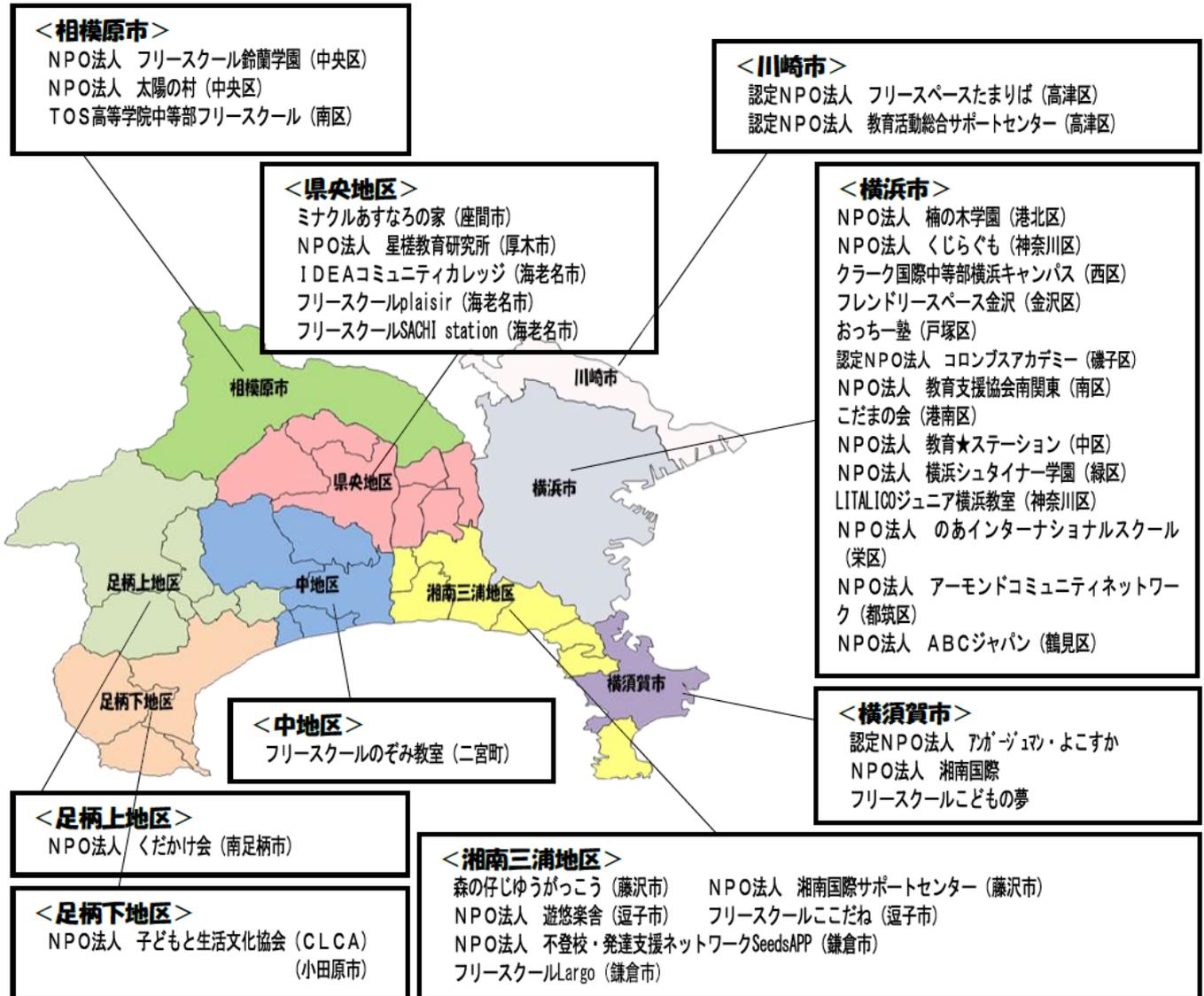
5 フリースクール等の費用について

Q10：フリースクール等の会費はかかりますか？

A：NPO等の民間団体が運営していることから、費用を参加者も負担することとなります。会費の金額や支払い方法は、各フリースクール等によって異なりますので、直接、お問い合わせください。

6 フリースクール等の所在地マップ

令和6年12月現在



【神奈川県学校・フリースクール等連携協議会に加入しているフリースクール等】

7 フリースクール等に関する情報について

神奈川県教育委員会では、フリースクール等と連携し、不登校対策の取組みを行っています。フリースクール等の詳しい情報については、神奈川県教育委員会のホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/hutoukoujigyou.html> をご覧いただくか、子ども教育支援課へ連絡・相談ください。また、個別の支援に際しては、学校として市町村教育委員会や相談機関等と連絡を取り合しましょう。



神奈川県教育委員会 教育局 支援部 子ども教育支援課
 電話 (045) 210-8292 (直通) ファクシミリ (045) 210-8937